

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

告 示

○危険薬物の指定…………… (医務薬務課) 1

北海道告示第501号

北海道危険薬物の使用等の規制等に関する条例（平成27年北海道条例第39号）第5条第1項の規定により、次のとおり危険薬物を指定し、令和5年10月27日から施行する。

令和5年10月26日

北海道知事 鈴木直道

危険薬物として指定する物

- 1 N-メチル-1-(3-メチルフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類
- 2 1-(ベンゾ[d][1,3]ジオキサゾール-5-イル)-2-(シクロヘキシルアミノ)ブタン-1-オン及びその塩類
- 3 N-(1-アミノ-3,3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-(ペント-4-エン-1-イル)-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド及びその塩類